

山武市小中学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 山武市立小学校及び中学校の円滑な統合に必要な準備、検討及び調整を図り、新しい学校づくりについて協議するため、山武市小中学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を統合する学校の組合せごとに設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討する。

- (1) 統合する学校の統合準備に関すること。
- (2) その他統合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 統合する学校の保護者を代表する者
- (2) 統合する学校の職員を代表する者
- (3) 統合する学校の地区の区長会を代表する者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置から学校統合に関する事務が終了するまでの期間とする。ただし、前条2号に掲げる者で欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事項の推進のため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 専門部会は、第3条の規定により委嘱された委員で組織し、専門的に調査検討を行うものとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、専門部会の業務を総理する。

- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。また、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、全体会議及び代表者会議とし、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 代表者会議は、第3条に規定する者の代表、委員長、副委員長及び専門部会の部会長で構成し、専門部会の相互調整及び専門部会の報告を協議する。

(教育委員会への報告)

第8条 委員会は、第2条に規定する事項の調査及び検討結果について、教育委員会へ報告するとともに、市民への広報に努めるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校再編推進室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日最初に開かれる委員会は、教育委員会が招集する。